

報告第15号

令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率について

令和元年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見書を付けて、次のとおり報告します。

令和2年9月4日提出

佐野市長 岡部正英

1 健全化判断比率

区分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.96%	20.00%
連結実質赤字比率	—	16.96%	30.00%
実質公債費比率	2.1%	25.0%	35.0%
将来負担比率	—	350.0%	

備考 「—」は、赤字及び将来負担が生じないため当該数値に該当がないことを表します。

2 資金不足比率

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
佐野市公共下水道事業特別会計	—	20.0%
佐野市農業集落排水事業特別会計	—	20.0%
佐野市水道事業会計	—	20.0%

備考 「—」は、資金不足が生じないため当該数値に該当がないことを表します。

令和元年度

佐野市健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

佐野市監査委員



佐監委発第34号

令和2年8月26日

佐野市長 岡部正英様

佐野市監査委員 篠原偉治 印

佐野市監査委員 井川克彦 印

令和元年度佐野市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の
提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された令和元年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類、並びに同法第22条第1項の規定により審査に付された令和元年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について意見書を提出します。

令和元年度佐野市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

- 1 健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 資金不足比率

第2 審査の期間

令和2年7月14日から同年8月25日まで

第3 審査の方法

市長から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施しました。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

(1) 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	健全化判断比率			早期健全化基準			財政再生基準
	元年度	30年度	29年度	元年度	30年度	29年度	
実質赤字比率	—	—	—	11.96	11.95	11.96	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	16.96	16.95	16.96	30.00
実質公債費比率	2.1	2.3	3.0	25.0	25.0	25.0	35.0
将来負担比率	—	—	—	350.0	350.0	350.0	

(注：「—」は、赤字又は将来負担額が生じないため、当該数値の該当がないことを表します。)

(2) 資金不足比率

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率			経営健全化基準
	元年度	30年度	29年度	
佐野市公共下水道事業特別会計	—	—	—	20.0
佐野市農業集落排水事業特別会計	—	—	—	20.0
佐野市水道事業会計	—	—	—	20.0

(注：「—」は、資金不足が生じないため、当該数値の該当がないことを表します。)

2 個別意見

(1) 健全化判断比率について

ア 実質赤字比率

当年度の実質赤字比率は、実質赤字を生じていないため昨年度と同様に該当なしとなっています。

イ 連結実質赤字比率

当年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字を生じていないため昨年度と同様に該当なしとなっています。

ウ 実質公債費比率

当年度の実質公債費比率は2.1%となっており、昨年度と同様に早期健全化基準の25.0%を下回っています。

エ 将来負担比率

当年度の将来負担比率は、将来負担額が生じないため該当なしとなっています。

(2) 資金不足比率について

ア 公共下水道事業特別会計

公共下水道事業特別会計に係る当年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため昨年度と同様に該当なしとなっています。

イ 農業集落排水事業特別会計

農業集落排水事業特別会計に係る当年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため昨年度と同様に該当なしとなっています。

ウ 水道事業会計

水道事業会計に係る当年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため昨年度と同様に該当なしとなっています。

3 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は、特にありません。

